

令和 6 年度版

市 税 概 要



伊 賀 市

伊賀市市民憲章

(平成16年11月1日制定)

私たち市民は、次の6つの原則により自治を進め、“ひとが輝く 地域が輝く”伊賀市のまちづくりの実現を目指し、この憲章を定めます。

- 1 まちづくりに関する情報をみんなで共有します。(情報の共有)
- 1 まちづくりには、みんなが参加できるようにします。(市民の参加)
- 1 まちづくりは、みんなで作った計画に基づき実施します。(計画的実施)
- 1 まちづくりは、まず自らがいき、さらに地域内で助け合って進めます。(自治の補完)
- 1 まちづくりは、互いに連携・協力しながら進めます。(主体の協働)
- 1 まちづくりの実施を評価し、次の活動に活かします。(結果の評価)